

NFT (Non-fungible Tokens)

スマートコントラクトと課税 (1)

—Michael D. Murray 論文を踏まえて—

古賀敬作

- I. 著作権法上の権利 (第74巻3号)
- II. Michael D. Murray 論文の抄訳 (第73巻3号)
- III. NFTに係る米国の課税ポリシーの動向

I. 著作権法上の権利

国税庁は令和5年1月13日付けで、「NFTに関する税務上の取扱いについて」(以下、「NFTFAQ」)に関し公表した¹⁾。NFTFAQの問1では、NFT(非代替トークン Non-fungible Tokens)にリンクされたデジタルアートを制作し、そのデジタルアートを紐づけたNFTを、マーケットプレイスを通じて第三者に有償で譲渡し(第一次流通)、これにより、当該NFTを購入した第三者が当該デジタルアートを閲覧することができるようになった場合には、「デジタルアートの閲覧に関する権利」の設定に係る取引に該当し、当該取引から生じた所得は、雑所得(又は事業所得)に区分されるとされる²⁾。さらに、NFTFAQの問4では、デジタルアートの制作者からデジタルアートを紐づけた、NFTを購入し、当該デジタルアート閲覧することができるようになった当該NFTを第三者に有償で転売した場合(二次流通の場合)には、「デジタルアートの閲覧に関する権利」の譲渡に該当し、当該取引から生じた所得は、譲渡所得に区分されること説明する³⁾。ここでいう、「デジタルアートの閲覧に関する権利」とは、そもそも法律上、如何なる権利なのであろうか。何らか契約上の権利であろうか(NFT取引に不可欠なスマートコントラクト、それ自体が契約として位置付ける見解も見受けられる)⁴⁾長瀬威志弁護士によれば、NFTは単なるデータであって「創作的表現」ではなく、NFTに「著作権」は発生しないが、(NFTに紐づけられた)コンテンツは、多くの場合「創作的表現」に該当し、コンテンツに譲渡可能な財産権である「著作権」が発生する、とする⁵⁾。もっとも、同氏は、コンテンツを視聴

1) 国税庁「NFTに関する税務上の取扱いについて(情報)」<<https://www.nta.go.jp/law/joho-zei-kaishaku/shotoku/shinkoku/0022012-080.pdf>> (2023年6月30日最終閲覧)。

2) 同上、6頁。

3) 同上、7頁。

4) 小塚荘一郎「電子契約、スマートコントラクトと法律学」ジュリ1569巻16頁(2022年)。

5) 消費者庁第45回インターネット消費者会議取引連絡会(2022年6月23日)資料3長瀬威志「NFT

する行為は法定利用行為ではないため、「著作権」の独占対象ではなく⁶⁾、コンテンツ NFT で想定される最も基本的な利用方法は「コンテンツ」を視聴するという「著作権」の独占範囲外の利用方法である⁷⁾、とする。原田弘隆は、民法の観点から、「NFTのようなデジタル・データは、無体物であるため、民法上の所有権の客体にはなり得ない、つまり NFT について所有権を観念することはできない……。ゆえに、現行法（現行民法）^{引用者補注}を前提とすれば、……ビートルの作品のようなデジタル・アートの NFT を購入した者は、当該 NFT を『所有』ではなく、『保有』しているというふうに、その表現には慎重さが要求されることになるかと思われる」⁸⁾とし、「いくらデジタル・データを『所有』することについて需要があるとは言え（現行民法の適用上）^{引用者補注}、『データに対する所有権』規定が存在しない以上、現行法は、そのような方向性には、少なくとも現状では消極的な立法政策判断を下していると解さざるを得ない。」⁹⁾と述べる。ここでいう「保有」について、谷川和幸は、「オンラインゲーム内のアイテムと関連付けられた NFT が発行された場合、当該 NFT 取引を通じて、当該アイテムを『保有』しているという法的地位の取引をすることが可能となる」としたうえで、「当該オンラインゲーム内でそのアイテムを利用できるという債権的な利用権限であると理解されよう。著作物であるデジタルコンテンツを対象とする NFT（例えば NFT アート）についても同様である。当該 NFT が表章する権利の内容は NFT 取引のプラットフォームの利用規約や、NFT を取引する当事者の契約によって定められる。したがってその内容は様々なものがありうるが、大まかにいえば、当該著作物の著作自体を表章する（NFT 取引によって著作権の譲渡が生じる）場合と、当該著作物に関する利用権を表章する（NFT 購入者は一定の条件下で利用できる）場合とがあらう。……いずれに該当するかはプラットフォームの利用契約等において示されるものであるから、NFT 取引に際してはこの点の確認が極めて重要となる」とする¹⁰⁾。

かかか見解を踏まえて現行の著作権法26条の2第1項¹¹⁾は、著作物（映画の著作物を除く）について、原作品または複製物を公衆の譲渡（販売）する権利（譲渡権）を定める。1項の趣旨については、平成8年12月に採択された WIPO 著作権条約（1996年（平成8年）

と法的課題」スライド8枚目<https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/meeting_materials/assets/internet_committee_220715_05.pdf：2023年6月30日最終閲覧>

- 6) 同上、スライド9枚目。長瀬は、コンテンツ NFT の取引は、直ちに「コンテンツ」の「著作権」の取引であるとはいえず、コンテンツ NFT 取引は「コンテンツを一定の方法で利用できる地位」の取引である場合が多い、とする（同）。
- 7) 同上。
- 8) 原田弘隆「NFT に対する「所有権」の成立可能性をめぐる法的議論の整理と若干の考察：ドイツにおけるラウアーらとヘーレンらの見解を手掛かりに」立命402号378頁（2022年）。
- 9) 同上、380頁。
- 10) 谷川和幸「NFT を活用した仮想オブジェクト等の取引と著作権法」法教515号35-36頁（2023年）。
- 11) 著作権法26条の2第1項は、「著作者は、その著作物（映画の著作物を除く。以下この条において同じ。）をその原作品又は複製物（映画の著作物において複製されている著作物にあつては、当該映画の著作物の複製物を除く。以下この条において同じ。）の譲渡により公衆に提供する権利を専有する。」旨、定める。

12月20日ジュネーヴで作成, 2000年(平成12年)6月6日加入書寄託, 2002年(平成14年)2月15日 公布(条約第1号), 2002年(平成14年)3月6日効力発生)6条¹²⁾において, 著作物の分野を限定せずに, 著作権に販売又はその他の所有権の移転により, その著作物の作品及び複製物を公衆に提供する権利を認める事, また, 著作物の譲渡が著作物の主要な利用手段の一つであり, 公衆への譲渡について著作者の意思を反映させることは著作者の保護という点で重要であるから, 著作物の複製物等の譲渡について著作者に新たな権利が認められたもの¹³⁾であると説明される。続く同条2項¹⁴⁾は, 一度適法に譲渡された後には, その後の譲渡は自由に行えるという, 所謂, 権利の消尽がなされる旨を定めるが, デジタル消尽の問題¹⁵⁾については, 現行法上, 譲渡権の消尽は有体物の媒体に記録された状態での譲

-
- 12) WIPO 著作権条約6条は, 「(1) 文学的及び美術的著作物の著作者は, その著作物の原作品及び複製物について, 販売その他の譲渡により公衆への供与を許諾する排他的権利を享有する。
(2) この条約のいかなる規定も, 著作物の原作品又は複製物の販売その他の譲渡(著作者の許諾を得たものに限る。)が最初に行われた後における(1)の権利の消尽について, 締約国が自由にその条件を定めることを妨げるものではない。」と定める。
- 13) 加戸守行『著作権法逐条講義(7訂新版)』209頁(公益社団法人著作権情報センター, 2021年)。
- 14) 著作権法26条の2第2項は, 以下の旨を定める。「前項の規定は, 著作物の原作品又は複製物で次の各号のいずれかに該当するものの譲渡による場合には, 適用しない。
一 前項に規定する権利を有する者又はその許諾を得た者により公衆に譲渡された著作物の原作品又は複製物
二 第六十七条第一項若しくは第六十九条の規定による裁定又は万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律(昭和三十一年法律第八十六号)第五条第一項の規定による許可を受けて公衆に譲渡された著作物の複製物
三 第六十七条の二第一項の規定の適用を受けて公衆に譲渡された著作物の複製物
四 前項に規定する権利を有する者又はその承諾を得た者により特定かつ少数の者に譲渡された著作物の原作品又は複製物
五 国外において, 前項に規定する権利に相当する権利を害することなく, 又は同項に規定する権利に相当する権利を有する者若しくはその承諾を得た者により譲渡された著作物の原作品又は複製物」
- 15) 谷川・前掲注9)38頁では, 「否定的な見解の根拠のうちの一つは, デジタルコンテンツの『中古販売』が行われる場合に, そのアクセス権能の唯一性が担保されないという懸念である。すなわちある電子書籍を購入した利用者が手元にコピーを残しておきながら, 同一のデータを『中古販売』に供する場合に, もしもデジタル消尽を肯定してしまうと, 電子書籍を読むことができるアクセス権能を留保したまま他人に新たに同様のアクセス権能を付与することができることになる。伝統的な本やCDのような有体物の中古販売であれば, 譲渡人の手元からは当該有体物がなくなるので, このようなアクセス権能の併存は生じず, 消尽を認めても著作権者に与える影響は少ない。これに対し, デジタル消尽を肯定する場合には, 著作権者には最初の1回分の対価しか支払われないにもかかわらず, その後に大量のアクセス権能の併存が生じる可能性があり, 著作権者の得ることができる利益が大幅に減少してしまうのではないかということが懸念されているのである」とデジタル消尽を否定する見解を概説し, そのうえで「この点, NFTによってデジタルコンテンツに唯一性を付与し, そのアクセス権能を表章するNFTを移転させる方法で中古販売が行われるのであれば, NFTを手放した譲渡人はもはやアクセス権能を有せず, あたかも有体物の媒体が中古販売されたのと同様の状況を作り出すことができる」とする。また, 金井ほか・後掲注15)81頁は, 「クラウド・

渡行為にしか認められていなく、引き続きの議論が期待されるとされる¹⁶⁾。一方、著作権法上の利用権については、著作権法63条1項は、「著作権者は、他人に対し、その著作物の利用を許諾することができる。」と定め、同条3項¹⁷⁾は、当該利用権は著作者の承諾を得ない限り譲渡することができない旨を定めている。こうした、著作権法上の譲渡権ないし利用権の性質にかんがみれば、前述の NFTFAQ の問1 のケース（第一次流通）においては、「デジタルアートの閲覧に関する権利」を、当該著作権法上の譲渡権又は利用権で構成することができるのではなかとうか。もっとも、前述の NFTFAQ の問4 のケース（第二次流通）については、デジタル消尽の問題より、当該「デジタルアートの閲覧に関する権利」を著作権法上の譲渡権として構成することは、現行著作権法上、困難とも見て取れる。

こうした NFT にリンクされたデジタルアートに係る著作権法上の権利について言及しているのが、以下の NFTFAQ の問10（NFT 取引に係る源泉所得税の取扱い）である。この問10に対する国税庁の見解は以下の通りである。曰く、「購入した NFT に係るデジタルアートを SNS のアイコンに使用することについて、著作権法第21条に規定する複製権及び同法第23条に規定する公衆送信権等に係る著作物の利用の許諾を受けることの対価は上記の「著作権の使用料」に該当することとなりますので、原則として、その支払の際に所得税を源泉徴収する必要があります。ただし、ご質問の場合、当該 NFT の購入代価の支払は、給与所得者（日本で事業等の業務を行っておらず、給与の支払もしていない個人）の方が行っておりますので、当該 NFT の購入代価の支払の際に、「著作権の使用料」として所得税を源泉徴収する必要はありません。（注） NFT の購入代価の支払を、給与所得者（日本で事業等の業務を行っておらず、給与の支払もしていない個人）でない方が行う場合でも、ご質問のように、NFT の購入代価の内訳として、デジタルアートを SNS のアイコンに使うことについて著作権法第21条に規定する複製権及び同法第23条に規定する公衆送信権等に係る著作物の利用の許諾を受けることの対価が明記されていないためその対価部分を区分することが困難であり、かつ、その許諾の範囲は SNS のアイコンに使用することに限られているためその許諾が有償であるとしてもその対価部分は極めて少額であると認められる場合には、その NFT の購入代価の支払の際に、「著作権の使用料」として所得税を源泉徴収する必要はありません。』¹⁸⁾

コンピューティングの急速な発達により、もはや現在においては、媒体から離れた音楽や電子書籍といったデータのみで著作物を享受することの方が一般化しつつある。そのような中で、著作物が単に配信サービスのみにおいて有体物を媒介せずに取り扱われるということのみをもって、正規にダウンロードした著作物を第三者に譲渡する行為を、直ちに、消尽が適用されない譲渡権侵害という扱うことは妥当であろうか」と疑義を呈する。

16) 金井重彦ほか【著】『DX時代におけるデジタル・コンテンツ著作権』80-81頁（ぎょうせい、2021年）。

17) 著作権法63条3項は、「利用権（第一項の許諾に係る著作物を前項の規定により利用することができる権利をいう。次条において同じ。）は、著作権者の承諾を得ない限り、譲渡することができない」と定める。

なお、当該問10の内容¹⁹⁾は、以下の通りである。

問10給与所得者（日本で事業等の業務を行っておらず、給与の支払もしていない個人）である私は、マーケットプレイスを通じて、デジタルアート（著作物）の制作者から、デジタルアートが紐づけられた NFT を購入し、その購入代価を支払いました。私は、制作者から当該デジタルアートに係る著作権の譲渡は受けておらず、当該デジタルアートを SNS のアイコンに使うことについて著作権法第21条に規定する複製権及び同法第23条に規定する公衆送信権等に係る著作物の利用の許諾を受けました（当該デジタルアートを SNS アイコンに使うことを除く著作権に係る利用許諾は受けておりません）。このような場合、私は、当該 NFT の購入代価を支払う際に、「著作権の使用料」として、所得税を源泉徴収する必要がありますか。（注）このマーケットプレイスの利用規約上、当該デジタルアートに係る著作権は制作者に帰属することとされ、著作権に係る利用許諾は当該制作者のみが行うことができると明記されています。なお、当該 NFT の購入代価の内訳として、SNS のアイコンへの使用を認めることの対価は明記されていません。

デジタルアートを SNS のアイコンに使用については、著作権法63条の利用権と構成はできないのであろうか（もっとも、本設問では「当該デジタルアートを SNS アイコンに使うことを除く著作権に係る利用許諾は受けておりません」と説示する）。なお、著作権法2条（定義）1項15号ロは、「複製 印刷、写真、複写、録音、録画その他の方法により有形的に再製することをいい」と定める。

II. Michael D. Murray 論文の抄訳

ここでは、米国ケンタッキー州レキシントンの法科大学院准教授である Michael D. Murray 氏が Stanford Journal of Blockchain Law & Policy 6巻119頁以下（2023年）掲載した「NFT 購入に係る取引と著作権（TRANSFERS AND LICENSING OF COPYRIGHTS TO NFT PURCHASERS）」と題する論考（原文英語）を紹介、抄訳する。米国租税法域（コンピュータ・プログラムを含む取引の分類に係る米国財務省規則：26 CFR §1.861-18 - Classification of transactions involving computer programs.）では、著作権法上の権利移転の同定の困難さと著作物の譲渡への微妙な操作とが観察されるため²⁰⁾、まずは NFT に係る米著作権法の議論・見解を観ることにする。なお、以下の抄訳においては、文末に必要に応じて原文の脚注を付している。

18) 国税庁・前掲注1)15-16頁。

19) 同上、15頁。

20) 古賀敬作「租税法と著作権法との擦り合せの様相（1）—米国財務省規則 §1.861-18 を素材として—」大阪経大論集66巻5号163頁（2016年）。

序論

法律の概念としての財産とは、何かを所有および管理し、他者がそれを使用および管理することを排除する権利を意味する。この概念は、多くの場合、権利の所有者が所有しているものを独占していると表現される。財産の概念に「知的」という文言が加えられると、保護されるものは、個人またはグループによって考案、想像、開発、または発明された無形のアイテムであり、その事物は法律で保護に値する価値がある。著作権は知的財産（「IP」）の一形態であり、その他は商標、特許、パブリシティ権、著作者人格権、経済的権利、および企業秘密である。著作権とは、独創的で創造的な表現作品を所有、複製、使用する権利。

非代替トークン（「NFT」）は、一般的な知的財産権、とりわけ著作権法の分析にいくつかの妙案をもたらした。NFTを作成するアーティストやクリエイティブ、NFTを購入して使用するコレクターや投資家は、NFTにリンクされたコンテンツに関連する著作権に関して、非常に異なる理解と期待を持っていることがしばしばある。著作権法のデフォルトルールでは、創作物の著作権は著作物の購入者に譲渡されないため、NFT作成者が購入者に積極的に権利を譲渡またはライセンスするような行為をしない限り、NFT購入者はNFTに紐づく著作物に対する著作権を有さない。

I. NFTはアート作品ではなく、アート作品はアート作品の著作権とは別のもの（FTS ARE NOT THE ARTWORK, AND THE ARTWORK IS SEPARATE FROM THE COPYRIGHT OVER THE ARTWORK）

NFT購入者への著作権の譲渡またはライセンスについて議論する前に、非代替トークンとは何か、そうでないものは何か理解する必要がある。

- NFTはアート作品ではないⁱ。NFTはアート作品である可能性のある資産の創造と所有を記録する。
- NFTは、「スマートコントラクト」によって定義および運用される暗号化ツールである。スマートコントラクトはNFTの操作を実行する単純なコンピュータープログラムを構成する小さなコードであるⁱⁱ。
- スマートコントラクトは、ブロックチェーン技術を使用して、デジタル資産と物理的な3D産の存在と所有を検証および記録する。
- NFT購入者は、NFTの機能を定義および運用するスマートコントラクトの制御を購入する。スマートコントラクトは、NFT業界や暗号コミュニティで理解されているブロックチェーン上にレジストリエントリを作成し、アートワーク、不動産、その他の資産など、NFTにリンクされた資産の所有の証明をあらわす。
- NFTは、NFTにリンクされたアート作品の著作権の所有または管理を自動的に提供するものではない。

A. NFTを購入するとき何を購入するのか

トークン化されたデジタルまたは物理的なアート作品のNFTを購入する場合、NFTギャラリーに足を踏み入れ、NFTアート作品を購入し、壁から外して出て行ったかのように、アート作品の単独所有を自動的に取得するわけではない。NFTで購入するものは、NFTとそれがリンクされているアート作品の登録所有者であるといことの記録簿を作成するブロックチェーンに保存されているNFTのスマートコントラクトへの唯一のアクセスと制御であるⁱⁱⁱ。スマートコントラクトを制御できる秘密鍵と称される暗号化アクセスツールを受け取るが、NFTの販売を決定した場合に、新しい購入者に転送されるのは当該秘密鍵である。

NFTリストで売りに出されていると説明されている原資産の所有は、多くの場合、NFTを購入する主な理由である。しかし、購入者は、何が売りに出されているのかを正確に読むように注意する必要がある。物理的なアート作品が言及されている場合には、NFTのリストの文言で、この物理的な作品が販売の一部であるか、文化財のサポートや後援など、販売されているものは何かであることを明確にしていることが確認される^{iv}。

物理的な作品が請求されるかどうか、およびどのように請求されるかについての指示を探し、所有権の譲渡がない場合は、物的資産の保管、保護、および保険の条件を探す。デジタル資産の場合は、資産の保存場所へのリンクを探す。リンクはスマートコントラクト自体のスクリプト内にある可能性があるため、ブロックチェーンエクスプローラーでスクリプトを確認する。さらに、以下で詳細に説明するように、原資産の著作権の一部が購入者に譲渡またはライセンス供与されているかどうかを議論および説明するために、資産のリストを探す。

B. 比較：物理的なアートワークの購入とNFTにリンクされたデジタルアート作品

前で述べたように、物理的なアート作品を購入することは、トークン化されたデジタルアート作品を購入することとはかなり異なる。著作権は「著作物」を保護するが、著作権は「著作物」と同じものではなく、創作物、著作者によって作成された表現を意味する。これは、NFTが自動的に著作権を付与しない理由を明確にするのに役立つ最初の「Ah ha!」の概念である。

著作権は、作品自体とは完全に別の財産

米国および一般的に世界の他の地域は、財産法の意味では、著作権は著作権によって保護されている作品を具体化するオブジェクトまたはファイルとは別の財産であると考えている。法律は実際には、著作権を芸術作品自体（絵画、デジタルアート、楽曲、彫刻）に対する財産権とは異なる財産権の別の「束」として説明する—著作権にはいくつかの別々の権利があり、それぞれが個別に行使したり、個別にライセンス供与または販売したりできるためである。さらに、この議論にとって最も重要なことは、作品を具体化するオブジェクトは、すべての著作権とは別に販売することができるということである。

著作物を具体化するオブジェクトは、作品の「複製」と称される。実際の「作品」は「表現」であるため、常に少なくとも一つのコピーに具体化され、固定されている。法は「コピー」を次の通り定義する—それは作品の表現が固定されているオブジェクト、物、または一切の媒体の例である^v。制定法上は次の通りである。「複製」は、作品が現在知られている、または将来開発される方法によって修正され、そこから作品を直接、または機械やデバイスの助けを借りて、知覚、複製、またはその他の方法で伝達できる物質的なオブジェクトである。「複製」の文言には、作業が最初に修正される物質的なオブジェクトが含まれる^{vi}。

C. 著作権は作品の作成者に帰属すると推定される

作品を具現化したコピーは、作品に対するすべての著作権とは別に販売または譲渡できるという準則に加えて、それが、アート作品の物理的複製物、デジタルアート作品、あるいはトークン化された物理的またはデジタルアートワークのNFTであろうと、著作権所有者が著作権を作成者に譲渡またはライセンス供与するための積極的な措置を講じない限り、現行の著作権法では、著作権は複製物の購入者に譲渡されないという推定が働く^{vii}。購入者は、別途著作権が購入者に譲渡されない限り、原著作物の複製や、原著作物の内容から派生した著作物（二次的著作物）を作成することはできない。購入者はまた、これらが著作権の所有者によって許可されているか、許可されていないかにかかわらず、他人が複製物を作成するのを阻止できない。したがって、デジタルアート作品にリンクされたNFTを所有していても、デジタル画像を右クリックしてコピーを作成することを妨げるものではない。しかし、その場合、コピーリストはコピーしか有していないが、NFTの所有者は指定された元のコピーの登録所有者である。これは、公衆の場所に展示されている物理的な絵画や彫刻を所有することに類似する。たとえば、美術館に貸し出したり、ギャラリーに委託される作品の著作権を有していない場合、美術館やギャラリーへの訪問者が作品のスナップショットを撮ったり、作品の前で自撮り写真を撮ったりするのを止めることはなきないが、視聴者が持ち帰るのはオリジナルのコピーだけである。ただし、アート作品の著作権を取得している場合は、この種のデジタルアートおよび物理アートのコピーを防止しようとする発言権を持つことができる。

多くのアーティストは、アート作品の著作権を手放すことを意図的に望んでいない。次のセクションで議論するように、芸術作品の著作権を所有している場合、できる多くの貴重なことがあるが、それらのほとんどは「支配（コントロール）」の概念に要約することができる。つまり、芸術的創造物に対するコントロール、これもまた、知的または物理的な財産を所有することである。

著作権者が享受する権利のいくつかは、NFT所有者にとって非常に魅力的である。最も望ましい権利は、おそらく作品を複製する権利であり、その後、それらのコピーをさらに販売および配布する権利です。NFTにリンクされたアートがさらなるプロジェクトや活動で使用および利用される場合、それは複製される可能性が高く、それらのコピーを新

しいアプリケーションに送信、添付、またはアップロードする必要がある。その後すぐに、著作権所有者（作品を具体化するオブジェクトの所有者ではない）に作品を新しい作品に適応させる権利を与える二次的著作物の権利が続く。当該二次的著作物は、著作権法における非常に広い類型であり、「著作物に基づく」他の著作物を含み、この著作物は、「翻訳、編曲、脚色、フィクション化、映画版、録音、美術品の複製、要約、凝縮、または作品が再キャスト、変換、または適応される可能性のあるその他の形式」である可能性がある。著作権法106条2項^{(抄訳者補注)²¹⁾}で付与された権利の侵害を構成するには、侵害作品は、著作権で保護された作品の表現の「一部」を「何らかの形で」組み込むだけで済む。

NFTの購入者は、NFTで取得したアート作品を再利用して再利用したいと思うことがしばしばある。NFTアート作品の非常に一般的な適応は、アート作品を複製してトリミングし、Twitter, Instagram, Facebook, またはその他のソーシャルメディアアプリケーションでNFT所有者のプロフィール写真として使用するために適応させることである。これもまた、コピーの形式を構成する可能性が最も高いです—デジタルファイルがトリミング前にコピーされるか、ソーシャルメディアプラットフォームでプロフィール写真として機能するために作品のオリジナルまたはトリミングされたバージョンがアップロードされる。したがって、技術的には、NFT所有者が著作権法106条2項の派生著作物の権利を個別に購入または行使する許可を与えられていない限り、NFTアート作品からプロフィール写真を作成することは、アート作品の著作権侵害である。ここでいう「技術的に」とは、NFTを販売したほとんどの著作権所有者は、購入者がアートをとても気に入って、購入者が世界に自分自身を示すための「顔」にした場合である

II. NFTの購入者に著作権の全部または一部を譲渡または売却する手順 (STEPS TO TRANSFER OR SELL ALL OR PART OF THE COPYRIGHT RIGHTS TO THE PURCHASER OF AN NFT)

NFTの所有者が当該NFTにリンクされている画像の著作権を購入または受領しない場合に何が起こるかについて議論してきた。ただし、NFTの作成者は、著作権の一部またはすべてをNFTの購入者に譲渡またはライセンス供与することを非常に喜んでいる場合がある。一般に、すべての著作権を購入者に譲渡することは著作権の譲渡と呼ばれ、譲渡は口頭または当事者の行為からの黙示ではなく、書面で行われなければならない。すべての著作権ではない権利の譲渡は、通常、権利のライセンスと呼ばれます。ライセンスには、主に独占と非独占の2つのカテゴリがある。権利の独占的ライセンスとは、ライセンシーがこれらの権利を受け取り、使用する唯一のライセンシーになることを意味する。著作権所有者は、同じ権利を他の人にライセンスするつもりはない。何らかの経済的価値^{viii)}を持

21) アメリカ著作権法106条(著作権のある著作物に対する排他的権利)2項は、「(第107条ないし第122条を条件として、本編に基づき著作権を保有する者は、以下に掲げる行為を行いまたこれを許諾する排他的権利を有する)著作権のある著作物に基づいて二次的著作物を作成すること。」旨を定める。

つ独占権を譲渡するライセンスは書面でなければならない。非独占的ライセンスとは、ライセンシーが権利を使用できることを意味するが、著作権所有者はそれらを他の何人でもライセンスしうる。ライセンスによる非独占的権利の譲渡は書面を必要とせず、口頭または当事者の行為からの黙示によって達成することができる⁸⁾。

以下に示されているライセンス条項を、アートワークの著作権知的財産の一部の有効な法的ライセンスとして認識される可能性が高い順に伝達するいくつかの方法がある。

- 購入前に売り手と買い手の間の交換のために交渉
- NFTのスマートコントラクトにコード化されたライセンス条項
- 購入時にライセンス条項（「これらの条項に同意するには、ここをクリックしてください…」）をポップアップする。
- NFT販売プラットフォームのリストとアイテムの説明に記載されているライセンス条項
- NFT作成者のウェブサイトで提供されるライセンス条項

A. 購入前に売り手と買い手の間で交換のために交渉

交換オプションの交渉は、売り手と買い手の2つの当事者が互いにコミュニケーションを取り、心の会合を開き、販売で何が伝えられるかを決定し、伝達された権利を説明する書面（おそらく電子的）に署名するため、理想的な解決策になる。換言すれば、彼らはライセンス、または必要に応じてアート作品の著作権全体を購入者に譲渡する契約を形成する。このオプションの問題は、完全に仮名のままでいたい、売り手や買い手と直接会話したくない（ただし、Twitterでツイートしたり、Discordでチャットしたりして、すぐに頭に浮かんだことについて）、物事を書面にしたくない、約などの法的解決策に関与したくない多くの暗号ネイティブにとって嫌悪感に見えるかもしれないということである。多くの暗号純粋主義者の見解では、NFTの販売は、プラットフォームのコードによって実行される、最初から最後までペーパーレスであることが意図されており、ブロックチェーンおよび暗号コミュニティでのその用語の独特の使用において「信頼できない」と想定され、コードがすべてを処理する。そのため、堅実で法的に非の打ちどころのない契約を結びたくない人のために、以下の代替案がある。

B. NFTのスマートコントラクトにライセンス条項をコーディングする

誰かがNFTを購入する場合には、販売されているNFTのスマートコントラクトにライセンスの条件をコーディングすることは、条件がコードに書かれており、スマートコントラクトへのアクセスと制御がまさに購入されるため、ライセンスの合法性要件を充たす可能性が最も高い。ただし、このオプションの実際的な効果は、購入者に条件を実際に通知するために、ここで説明されている他の手段（ポップアップクリックラップ条件、リスト内の条件、または作成者のWebサイト上の条件）のいずれかを介して条件を購入者に開

示する必要がある。思うに、NFTの平均的な購入者は、購入する前にスマートコントラクトのコーディングを掘り下げますが、正直なところ、それはありそうもないと思われる。さらに、NFTのかかなりの数の作成者がスマートコントラクトのコードのプログラミングに慣れていない可能性があるため、多くの人が外部の助けに頼らざるを得ず、その支援はNFTプラットフォーム自体から来る可能性があり、スマートコントラクトの一部になるミinterにライセンス条件の入力を求める可能性がある。スマートコントラクトはコードでライセンス条項を伝えることが多いため、このオプションはスマートコントラクトの根本的な新しい使用方法を提案しない。Solidityを使用するスマートコントラクトは、通常、MITとよばれるライセンス^xまたはその子孫の2つ (Apache-0.26 ライセンス^{xi} など) を使用するのためのオープンソースライセンスをNFTのコーディングの開始時に伝達する。

SPDX ライセンス識別子：MIT

簡潔さの全体的な懸念に注意を払いながら、ライセンスの条件をコードに挿入することができる：スマートコントラクトを、鋳造するのにガス料金で少額の費用がかかるほど大きくしたり長くしたりしない。または、オンラインで保存されたライセンス文書へのリンクをコーディングして、条項を詳しく説明することもできる。たとえば、PDFのライセンス条項 (license_nft0123.pdf) を惑星間ファイルシステム (IPFS)^{xiii} のアドレスに保存し、そのファイルの統一リソースロケータ (URL)^{xiii} (ipfs://tffnbrnt2biwnt2luvupyt/license_nft0123.pdf) を作成した場合、イーサリアムのERC-721標準を使用してスマートコントラクトのメタデータに挿入するコードスニペットは次のようになる。

["名前": "NFT所有者のためのライセンス",

"説明": "NFTの作成者がNFTの所有者に付与するライセンスの条件",

"license": "ipfs://tffnbrnt2biwnt2luvupyt/license_nft0123.pdf"]

ライセンス条項またはライセンス条項へのリンクをNFT自体のスマートコントラクトのメタデータにコーディングする方法は、スマートコントラクトがNFTの各所有者に転送されるものであり、したがって各所有者が建設的な通知を行うため、非常に優れたソリューションです。それらの条件の実際の通知は、以下に説明する方法のいずれかで追加できますが、ブロックチェーンとNFTのエコシステムがよりよく理解され、法律でより適切に規制されるまで、ベルトアンドサスペンダーアプローチが奨励される。

C. ポップアップクリックラップライセンス条項

大部分の読者は、プログラムやサービスのインストール中、またはWebサイト上のコンテンツの閲覧中に発生するポップアップライセンス条項 (または権利放棄、または免責事項) に精通している。このオプションの利点は、購入時に発生する可能性のある肯定的な同意行為 (「これらの使用条件に同意するには、ここをクリックしてください。」) を必要とする可能性があることである。一般の法律は、これらの「クリックラップ」ライセンスの拘束力のある性質を承認し、「ブラウズラップ」 (またはブラウザラップ。ライセンスで

この NFT の購入プロセスを続行することにより、ライセンス条項への黙示の同意の理論に依存する次のライセンス条項に同意したことになる。黙示による同意は無視できる同意の形ではないが、クリックの肯定的な行為は、条件に署名するのと同様に、同意のより明白な兆候である。

クリックラップライセンスとブラウズラップライセンスの両方の欠点は、NFT の最初の購入者にとって効果的なコミュニケーターであることが保証されているという点である。後続の購入者は、ポップアップおよび「ここをクリック」条件を提供しない別の販売プラットフォームで NFT を取得するか、条件の正式なプラットフォームがないウォレットからウォレットへの転送で NFT を受け取ることができる。とはいえ、NFT の作成者とトークン化されたアートワークの著作権所有者は、その後の各 NFT 所有者に条件を適用することを望む可能性がある。これは、MFT のスマートコントラクトのメタデータにライセンス条項またはライセンス条項へのリンクをコーディングするか（前の例で説明）、または NFT の現在の所有者が NFT の後続の購入者にライセンスの条件を通知することを要求する条項をライセンスに書き込むことによって実現する。現在の所有者が実際にこの要件に準拠しているかどうかは、法律がそれをライセンスに入れるジュスチャーを、次の所有者がライセンス条件を持っているはずであるか、少なくとも知っている可能性があるという証拠として評価するため、必須ではない。

D. NFT 販売プラットフォーム上のリストおよびアイテムの説明に記載されているライセンス条項

一般に、販売プラットフォームで NFT を販売するクリエイターは、NFT の説明をリスティング自体に書き込む機会があるため、購入時にリスティングにライセンス条項またはライセンス権へのリンクを入力できる。これは、購入者が NFT を購入する前に条件を読む機会があったことを示すもう 1 つの証拠です。クリックラップやブラウズラップの例と同じ欠点があり、後続の購入者は、異なるプラットフォーム上で異なるリストの説明で、またはリストがまったくないウォレット転送を通じて NFT を取得する可能性がある。しかし、ベルトとサスペンダーのアプローチでは、ライセンス条項を複数回開示することで、ライセンスパンツをよりよく持ちこたえることができる。

E. NFT 作成者のウェブサイトで提供されるライセンス条項

最後のオプションである作成者の Web サイトでの開示は、人気のある退屈なエイブヨットクラブ^{xiv} および Vee Friends プロジェクト^{xv} に見られるように、ライセンス条件を開示する最も一般的な方法の 1 つであろう。これは簡単で手間のかからないソリューションであり、作成者がプロジェクトの開発中にライセンス条項をいじくり回せるようにしたい場合に非常に魅力的である（ブロックチェーンに暗号化されたスマートコントラクトの条件をいじくり回すことはできない。つまり、新しい NFT を作成してスマートコントラクトを置き換えてから、新しい NFT を古い NFT と交換する）。欠点は、NFT の購入

者による条件に対する実際のまたは黙示的な同意の行為がないことである。Web ページへの投稿は、究極のテイクイットオアリーブイットオブションである。ライセンス条項の簡単な適用が目標である場合、これは最良の選択肢ではない。しかし、ライセンス条項の開示は、開示しない、または条項をまったく開示しないよりはましである。

III. NFT の購入者に対するライセンスの条件 (TERMS OF THE LICENSE TO THE PURCHASER OF AN NFT)

NFT にリンクされたアートワークの著作権の作成者および所有者である NFT の作成者は、当該 NFT の購入者に譲渡または共有される可能性のある権利を慎重に検討する必要がある。アーティストが進行中の商業プロジェクトでアートワークを日常的に使用している場合、または既存の作品の派生物または複製を作成することを計画している場合には、これらの権利は保護され、購入者及び NFT の他の後続の所有者から除外されるべきである。しかし、ミッターと著作権所有者が、暗号とメタバースの世界で驚くほど一般的な open-source、協力、コミュニティ構築哲学の信奉者である場合には、作成者は NFT にリンクされているアート作品に対するすべての権利の共有、譲渡、または放棄したいと思うかもしれない。その間には多くのオプションがあるが、ライセンスの起草者は、ライセンス条項を設計する際に次の権利を考慮する必要がある。

- 展示する権利
- 特定の付随的な目的のために複製する権利
- 二次的著作物を作成する権利
- アート作品を商業的に利用する権利
- すべてを共有・クリエイティブ・コモンズ・ライセンスの利用
- すべてを売る—購入者に著作権を譲渡する

1 つの権利を提供することは、どのライセンスも 2 つまたは 3 つ、またはすべての可能な用途を提供する可能性があるため、他の権利を排除する必要はない。オーダーメイドのライセンスは、現在購入者を満足させるが、遠い将来にわたって継続的に作成者の権利を保護するライセンスである必要がある。

A. 展示する権利

多くのトークン化されたアート作品のデジタル性によって提示される困難のために、購入者への譲渡または購入者との共有を検討する最初の権利の 1 つが、当該アートワークを表示する権利です。安全のために、これには、インターネット、ソーシャルメディア、またはメタバースに作品を表示するという特定の目的でアートワークのコピーを取得するライセンスが含まれていることを詳しく説明するのが賢明です。それ以外の場合、所有者がデジタルファイルの不正なコピーを作成せずにデジタル作品を実行できない場合、デジタ

ル作品を表示する権利は中空の贈り物である。複製権のその他の付随的な行使については、以下で説明する。

B. 特定の付随的な目的でコピーする権利

この権利を「特定の付随的な目的のために複製する権利」と注意深くラベルを付する。なぜならそれはライセンスで注意深く説明されなければ、それは潜在的に望ましいよりも大きな景品になるからである。単に「複製する権利」をそれ以上なしでライセンスすることは、著作権自体を放棄することと機能的に同等である。替わりに、このオプションは、著作権の非常に少数の特定の用途（例えば再販のために作品をリストする）のライセンス供与を想定している。NFTとそのリンクされたアート作品を新しいウォレットに移動する。または、オンラインまたはメタバースのギャラリーまたは美術館に作品を貸与または貸与する。これらの限定された権利の付与の直後に、これらの特定の権利の付与は、コピーする他の権利が付与されていることを意味するものではなく、作成者がアート作品の著作権を保持していることを思い出させる必要がある。

C. 二次的著作物を作成する権利

オプションがより協調的またはコミュニティ志向の使用に向かうにつれて、作成者は派生物を作成する権利をNFTの所有者に共有または譲渡したいと考える。前述のように、著作権における二次的著作物の概念は非常に広く解釈されるため、作成者はこのオプションを慎重に検討し、作成される可能性のある二次的著作物の性質にいくつかの制限を設けたいと考える。結局のところ、作成者の仮名（ウォレットアドレス）がNFTでブロックチェーンに記録されるため、アート作品はアーティストまでさかのぼることができる。さらに、多くのアーティストは、アート作品に独特で簡単に識別できるルックアンドフィールを作成しようとする。NFTの所有者が、アート作品を比喩的に泥の中を引きずったり、驚くほど新しく望ましくない方向に持っていたりする派生作品を作成した場合には、これはアーティストの評判とキャリアに重大かつ永続的な影響を与える可能性がある。したがって、所有者が派生物を作成できるようにする一部のNFTプロジェクトは、憎しみ、差別、不寛容、暴力、または残虐行為の表現に関連して作品が使用されないように、わいせつ、成人または子供が関与するポルノ、または人の身体を搾取または客観化するその他の使用に関連して、またはまたは、他人の著作権、商標、パブリシティ権、特許権、著作人人格権、または企業秘密の権利を侵害する使用を含む、他者の権利を侵害する使用に関連して権利に制限を設ける。

D. アートワークを商業的に利用する権利

理論的には、派生物を作成する権利の以前のカテゴリは、ライセンス自体がそのような活動を明示的に禁止しない限り、トークン化されたアートワークの所有者が新しいプロジェクトのために新しい作品を作成し、金銭的利益のためにそれらを売却することを可能

にする。ここでは、著作権所有者は、著作権所有者のアートワークを使用して著作権所有者と競争する権利を明示的に付与する。これは貧弱なビジネス上の決定のように思えるかもしれないが、いくつかの有名な NFT プロジェクトがこのルートを進んでいる。退屈な類人猿ヨットクラブ (「BAYC」) を創設した Yuga Labs は、NFT の所有者に次の権利を付与している。商用利用。本規約の継続的な遵守を条件として、Yuga Labs LLC は、アートに基づいて派生物を作成する目的で、購入したアートを使用、コピー、および表示するための無制限の世界的なライセンスを付与している (「商用利用」)。そのような商用利用の例としては、例えば、アートのコピーを表示する商品製品 (T シャツなど) を製造および販売するためのアートの使用がある。明確にするために、このセクションのいかなる規定も、(i) 退屈な類人猿の使用と販売を一般的に許可する市場を所有または運営することを制限するとはみなされない。(ii) 退屈な類人猿の包含、関与、または参加を許可する第三者のウェブサイトまたはアプリケーションを所有または運営すること。または (iii) 上記のいずれかから収益を得る^{xvi}。

Dapper Labs によって作成された別の有名な NFT プロジェクトである CryptoKitties も、ライセンスで商業的権利を提供するが、総収益で年間100,000万ドルを稼ぐ権利を制限している。商用利用。お客様が本規約を継続的に遵守することを条件として、Dapper は、お客様の購入キティのアートを含む、含む、またはそれらで構成されるお客様自身の商品を商品化する目的で、購入したキティのアートを使用、コピー、および表示するための限定的、世界的、非独占的、譲渡不能なライセンスをお客様に付与します (「商用利用」) が、そのような商用利用によって毎年100万ドルを超える総収入が得られないことを条件とする^{xvii}。

収益上限のアイデアが気に入った場合は、総収益は会計処理がはるかに簡単で、どのコストや費用がどの売上に起因するかについての争いを招かないため、純収益ではなく総収益の観点から表現することが推奨される。

E. すべてを共有するクリエイティブ・コモンズ・ライセンスの利用

NFT 所有者があなたとあなたのアート作品とで競争することを許可することは、競争に対するあなたの許容範囲の限界かもしれないが、一部の著作権所有者は、アート作品から別のタイムを作る可能性を気にしなく (それが利用可能な場合は再販ロイヤルティを除く)、実際、他の人が彼らの仕事から深くそして広く利益を得ることを歓迎する。この権利の放棄を可能にする1つの方法は、クリエイティブコモンズライセンスを使用して、アートワークの著作権の全部または一部をパブリックドメインに寄附することである。クリエイティブ・コモンズウェブサイト <<https://creativecommons.org/licenses-you>> に明記されているように、クリエイティブ・コモンズ・ライセンスで以下のいずれかを行うことができる。

- ・帰属クレジット（表示ライセンス）のみを求めて完全にパブリックドメインに作品を寄附する
- ・作品を使用するすべての人が同じ条件（表示—継承ライセンス）の下でパブリックドメインに二次的著作物を提供しなければならないという条件で作品を寄附する
- ・作品を使用する能力を持つ作品を寄付するが、二次的著作物を作成して他の人に渡すことはできない（表示—派生禁止ライセンス）
- ・作品を個人的な使用のために寄付するが、商用目的では使用しない（表示—非営利ライセンス）、

等々、他の組み合わせでも同様である。

クリエイティブ・コモンズ・ライセンスの発行への言及は、NFTのスマートコントラクトへのコーディング、購入時のポップアップクリックの場所への配置、販売プラットフォームリストの作品の説明への書き込み、または作成者のWebサイトでの通信など、上記の他の手段を使用して行うことができる。クリエイティブ・コモンズ・ライセンスは、権利の公的付与であり、したがって、パブリックドメインへの寄附という用語であるため、NFTの購入者だけでなく、すべての人に権利を付与する。

F. すべてを売る—購入者に著作権を譲渡する

最後の提案は、NFTの購入者に著作権を販売することである。これは、個別の補償のための個別のトランザクションとしてリストしうる。権利の譲渡自体は書面で伝達する必要があり、オブジェクト（NFT）自体の販売とは別のものである必要があるが、これは電子通信によって達成できます。著作権が米国議会図書館の著作権局に登録されている場合は、それが表す譲渡（書面）と所有権の譲渡も米国議会図書館に登録する必要があります。譲渡後、NFTの購入者はアートワークの著作権の新しい所有者であり、購入者が作品でやりたいことを行うことができる。

V. まとめ

著作権法では、我々が保護しようとしている作品はコピーや制御されていない配布や搾取から保護されるに値すると考える傾向があるため、ライセンス供与はほとんどの場合、作品のアーティストと作成者の重大なビジネス上の決定である。伝統的な美術が物理的な形をしていると、誰かが自分の作品をコピーし、意図した市場や新しい市場に打ち負かし、作品から派生作品を作り、作品を主張したり、それらを制御しようとしたりする意味がなくなるまで、作品を悪用することで彼らを奮い立たせることができるかどうかは、通常、アーティストにとって非常に重要であった。ビデオゲームの開発、映画制作、メタバースでのまったく新しい世界の構築など、非常に複雑で労働集約的なベンチャーでは、一般的に、長年の仕事の最終製品が複製されず、時間を費やす人々による補償や制御なしに自由に配布されないことが不可欠（タスクを実現するための努力とお金）であるとみなされて

きた。絵画や彫刻の媒体で作品のコピーを作成することがより困難であったとき、搾取を合理的で警察可能なレベルに遅らせることができる自然な障壁があった。視覚芸術、映画、舞台芸術におけるデジタル芸術表現は、コンテンツの忠実度を損なうことなく簡単に複製および配布できるため、方程式をかえた。

メタバースの開発者は現在、交換媒体、イベントのチケット、集会への入場を可能にするテレホンカード、そしてもちろん、代替現実体験を文字通りかつ比喩的に色付けするためのアーティスト表現として NFT を使用することを検討している。デジタル芸術表現はメタバースに遍在し、答えるべき 1 つの質問は、誰がこれらの作品の価値を現在および将来にわたって活用できるかということです。著作権ライセンスは、この質問に対する 1 つの答えである。

(以下は、原文に応じて適宜、原文の脚注である)

- i Mitchell Clark, NFTs, explained, THE VERGE (Aug. 18, 2021, 9:20 pm EDT), <https://www.theverge.com/22310188/nft-explainer-what-is-blockchain-crypto-art-faq>.
- ii IBM, What are smart contracts on blockchain?, <https://www.ibm.com/topics/smart-contracts> (last visited Apr. 6, 2022). Smart contracts are often written in the Solidity programming language because that is a language specially adapted for use on Ethereum, the most popular blockchain for NFTs. See SOLIDITY, <https://docs.soliditylang.org/en/v0.8.13> (last visited Apr. 6, 2022).
- iii Harrison Jordan, No, NFTs aren't copyrights, TECHCRUNCH (June 16, 2021, 10:15 AM CDT), <https://techcrunch.com/2021/06/16/no-nfts-arent-copyrights>.
- iv The Museum of Fine Art, Boston is selling NFTs linked to rarely exhibited impressionist paintings and drawings on the laCollection NFT marketplace, <https://lacollection.io>, but the physical artworks themselves are not being offered for purchase. See Terms and Conditions, LACOLLECTION, https://lacollection.io/terms_and_conditions.
The NFTs appear to be marketed as a limited series digital print of the paintings or drawings, and they are being sold for fund-raising. Dorian Batycka, The Museum of Fine Arts, Boston Is Selling NFTs of Artworks in Its Collection to Fund the Conservation of Degas Paintings, ART-NET NEWS (June 23, 2022), <https://news.artnet.com/art-world/mfa-boston-nfts-degas-2134839>.
- v See 17 U.S.C. § 101 (definition of “copies”).
- vi Id.
- vii See 17 U.S.C. § 202.
- viii The term “economic value” is interpreted broadly. Basically, if it gives the licensee some benefit or advantage, then it has economic value.
- ix “Implication from the conduct” or “implied license” is based on an examination of what the two parties, the copyright owner and purported licensee, have done with the work, and whether a reasonable observer would interpret that conduct as indicating that the purported licensee actually has a license to do what it is doing. The U.S. Supreme Court said, “No formal granting

of a license is necessary in order to give it effect. Any language used by the owner ... or any conduct on his part exhibited to another, from which that other may properly infer that the owner consents to his use ... constitutes a license, and a defense to an action for a tort. *De Forest Radio Tel. Co. v. United States*, 273 U.S. 236, 241 (1927). For example, if a purchaser of an NFT (the purported licensee in this scenario) were to use the tokenized image linked to the NFT as her profile picture, and showed that she communicated with the copyright owner on social media in a manner that made it obvious that the purchaser was using the copyrighted image as her profile picture, then a reasonable observer most likely would find that the purchaser has an implied license to continue using the copyrighted artwork as a profile picture. The copyright owner could revoke this implied license at any time unless the two parties decided to make it official and put their agreement and its terms into writing, perhaps with a duration, fee, or other requirements.

- x The MIT license is a decades-old open source community license allowing persons to read, copy, and repurpose the terms of the computer program (here, the coding of the smart contract of an NFT) if they follow the simple attribution terms of the license. See *The MIT License*, OPEN SOURCE INITIATIVE, <https://opensource.org/licenses/MIT> (last visited Jun. 8, 2022); *MIT License*, WIKIPEDIA, https://en.wikipedia.org/wiki/MIT_License (last visited June 8, 2022).
- xi See *APACHE LICENSE, VERSION 2.0*, <https://www.apache.org/licenses/LICENSE-2.0> (last visited June 9, 2022).
- xii The InterPlanetary File System (“IPFS”) is a decentralized, distributed, open source, peer-to-peer file storage system. It uses content-addressing to uniquely identify each file in a global namespace connecting all computing devices. See *IPFS*, <https://ipfs.io>
- xiii A URI (uniform resource identifier) identifies an object or file, and often is combined with a URL (uniform resource locator) which points to a location on the World Wide Web. In the example here, the URI uses an Interplanetary File System address: ipfs://tffnn2brnt2biwnt2luvupyt/license_nft0123.pdf.
- xiv *BAYC Terms & Conditions*, BORED APE YACHT CLUB, <https://boredapeyachtclub.com/#/terms>.
- xv *Vee Friends NFT Terms of Use*, VEE FRIENDS, <https://veefriends.com/terms-of-use>.
- xvi *BAYC Terms & Conditions*, BORED APE YACHT CLUB, <https://boredapeyachtclub.com/#/terms>.
- xvii *Terms of Use*, CRYPTOKITTIES, <https://www.cryptokitties.co/terms-of-use> (last visited June 11, 2022)